

## 第1条 BizSTATION 複数口座給振サービス利用規定

1. BizSTATION 複数口座給振サービス(以下「Biz 複数口座給振サービス」といいます。)とは、BizSTATION 総合／給与振込サービス(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定めるBizSTATION サーバ接続サービスおよびBizSTATION 全銀・ANSER接続サービス利用規定に定める円預金サービス「総合／給与振込」を含みます。以下同じです。)をお申込のお客さまから依頼があった給与賞与振込データに対し、当行所定の方法であらかじめ届け出のあった給与受給者(以下、「受給者」といいます。)ごとの分割基準(以下「分割マスター」といいます。)にもとづいて、振込データを加工する振込事務の取り扱いを当行に委託するサービスのことといいます。
2. Biz 複数口座給振サービスの利用にあたっては、本 BizSTATION 複数口座給振サービス利用規定(以下「Biz 複数口座給振サービス規定」といいます。)および BizSTATION 利用規定(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定めるサーバ接続サービスに関しては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定とし、BizSTATION 全銀・ANSER接続サービス利用規定に定める円預金サービス「総合／給与振込」に関しては BizSTATION 利用規定および BizSTATION 全銀・ANSER接続サービス利用規定とします。以下「Biz 給振関連規定」といいます。)を適用するものとします(Biz 給振関連規定に規定された「本サービス」に Biz 複数口座給振サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz 複数口座給振サービス規定と Biz 給振関連規定が抵触する場合には、Biz 複数口座給振サービス規定が優先されるものとします。

## 第2条 サービスの内容

1. Biz 複数口座給振サービスは、当行所定の企業コードを指定した給与賞与振込取引が対象となります。
2. Biz 複数口座給振サービスが登録されている企業コードを指定した給与賞与振込取引の依頼内容の確定は、Biz 給振関連規定に定める、振込先口座に他の金融機関の国内本支店口座を含む給与賞与振込取引として取り扱います。
3. 第3条第4項で届け出いただく分割マスターに登録できる口座は、受給者ごとに給与・賞与各々について 2 口座までとし、振込データの分割方式は第3条第2項にて以下の 2 種類から選択できるものとします。
  - (1)二口座方式:一方の口座に一定額を振込むことを登録し、振込データに記録された他方の口座に振込金額から登録した一定額を差し引いた残額を振込みます。
  - (2)三口座方式:2 口座について各々一定額を振込むことを登録し、振込データで指定された他方の口座に、振込金額から 2 口座に登録した一定額を差し引いた残額を振込みます。
4. 給与支給者は、受給者に対する給与(賞与を含みます。以下同じです。)支給にあたり、第3条第4項によりあらかじめ届け出のあった分割マスターに基づいて振込データを加工し、振込事務を委託するものとします。なお、届出のない受給者については振込データの加工は行わないものとします。
5. 前項において
  - (1)振込データで指定された振込金額が、分割マスターに登録された一定額に満たない場合
  - (2)振込データで指定されたお客様番号が、分割マスターに登録されたお客様番号に合致しない場合等、当行が委託事務を正常に処理することに支障がある振込について、当行は振込データを加工することなく、振込データに指定された口座番号により振込を行います。
6. 当行の受託する取扱店の範囲は、当行本支店および当行と給与振込の協定を締結している銀行の本支店とし、振込を指定できる預金種目は普通預金および当座勘定とします。

## 第3条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz 複数口座給振サービスは、CAMS サービスまたは U-LINE サービスで複数口座給振サービスをご契約されていたお客さまのうち、BizSTATION 総合／給与振込サービスご利用またはお申込のお客さまのみ申込みます。
2. Biz 複数口座給振サービスの利用を申込される方は Biz 複数口座給振サービス規定、Biz 給振関連規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
3. 当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz 複数口座給振サービスのお申込を承諾しないことがあります。
4. Biz 複数口座給振サービスをご利用のお客さまは、受給者ごとの分割マスターの登録内容を当行所定の方法により給与賞与振込取引の依頼のための承認操作(BizSTATION 全銀・ANSER接続サービス利用規定に従い依頼内容が確定となるデータ送付を行うことを含みます。以下同じです。)を行う 2 週間前までに申込むものとします。なお、給与賞与振込取引のため承認操作を行った後は、分割マスターの登録内容を変更しないものとします。
5. お客さまは、当行所定の方法により Biz 複数口座給振サービスを取止めることができます。この場合、BizSTATION 総合／給与振込サービスは引き続きご利用になれるものとします。
6. BizSTATION 総合／給与振込サービスを取止める場合は、Biz 複数口座給振サービスも取止めるものとします。

## 第4条 当行からのサービス取止め・サービス廃止

1. 当行は、お客さまについて次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz 複数口座給振サービスを取止めできるものとします。
  - (1)当行所定の一定期間のご利用がないとき。
  - (2)お客さまが Biz 複数口座給振サービスの契約に違反したとき。
2. BizSTATION 利用規定第 19 条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める BizSTATION サーバ接続サービスについては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第 22 条その他の事由により BizSTATION サーバ接続サービスの契約が解約された場合)には、Biz 複数口座給振サービスも当然に取止めになります。
3. Biz 複数口座給振サービスは、3 ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で取止めすることができます。

## 第5条 関係規定の適用

Biz 複数口座給振サービス規定および Biz 給振関連規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

## 第6条 サービス内容または規定の変更

当行は Biz 複数口座給振サービスまたは Biz 複数口座給振サービス規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

## 第7条 免責事項

当行は、Biz 複数口座給振サービスによる取引依頼であることを相応の注意をもって確認して取り扱ったうえは、振込遅延などで生じた損害については責任を負いません。また、当行の判断により Biz 複数口座給振サービスによる取引依頼の振込データの加工を行わなかった場合でも、当該取引の振込データの加工

を行わなかつたことによって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

## 第8条 條則

1. 旧 UFJ 店の口座をお持ちの方向け法人インターネットバンキング・U-LINE Web シリーズの複数口座給振サービスをご利用の場合、当行所定の日より Biz 複数口座給振サービスがご利用になれるものとします。
2. 前項にあたっては、給与振込に関する契約書(「複数口座給振サービス」利用)の内容に基づき、給与振込に関する契約書(「複数口座給振サービス」利用)を以って、当行所定の日から Biz 複数口座給振サービスの利用を申込んだものとし、あらたな当行所定の書類提出は不要とします。
3. 当行は、給与振込に関する契約書(「複数口座給振サービス」利用)に記載された内容を元に、U-LINE Web シリーズの複数口座給振サービスに準じた Biz 複数口座給振サービスがご利用いただけるよう、当行所定の方式により必要な各種項目を設定します。U-LINE Web シリーズの複数口座給振サービスご利用者が Biz 複数口座給振サービスをご利用されるにあたっては、これらの項目設定ならびに Biz 複数口座給振サービス規定をご了承されたものとします。  
以上